

## 解体業又は破砕業の許可申請に必要な書類

1. 解体業又は破砕業許可申請書（第1面から第4面）【様式第五又は第八又は第十】
2. 解体業又は破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図）、設計計算書、付近の見取り図
3. 解体業又は破砕業の事業計画書及び収支見積書（第1面から第2面）
4. **個人の場合**は、住民票（本籍の記載があるもの又は外国人の方は国籍等の記載があるもの）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
[発行日より3ヶ月以内]
5. **法人の場合**は、定款又は寄附行為及び法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  
[発行日より3ヶ月以内]
6. **法人の場合**は、役員全員の住民票（本籍の記載があるもの又は外国人の方は国籍等の記載があるもの）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
[発行日より3ヶ月以内]
7. **法人の場合**は、発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者、全員の住民票（本籍の記載があるもの又は外国人の方は国籍等の記載があるもの）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
[発行日より3ヶ月以内]（株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
8. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票（本籍の記載があるもの又は外国人の方は国籍等の記載があるもの）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書[発行日より3ヶ月以内]
9. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票（本籍の記載があるもの又は外国人の方は国籍等の記載があるもの）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書[発行日より3ヶ月以内]
10. 施設の土地・建物の登記事項証明書及び地籍図（公図）[発行日より3ヶ月以内]  
所有者が申請者と異なる場合は、使用の権限を有することを称する書類等
11. 誓約書

12. 標準作業書

《標準作業書の記載事項》

(解体業)

- 1 使用済自動車及び解体自動車を保管の方法
  - 2 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出及び保管の方法
  - 3 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)
  - 4 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
  - 5 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法
  - 6 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
  - 7 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
  - 8 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
  - 9 火災予防上の措置
- ※ 以上の詳細については自動車リサイクル法施行規則第57条第1項第1号(施設に係る基準)を参照ください

(破砕業)

- 1 解体自動車を保管の方法
  - 2 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
  - 3 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
  - 4 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)
  - 5 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
  - 6 解体自動車の運搬の方法
  - 7 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
  - 8 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
  - 9 火災予防上の措置
- ※ 以上の詳細については自動車リサイクル法施行規則第62条第1項第1号(施設に係る基準)を参照ください

13. 解体業又は破砕業の許可証の原本(更新又は変更許可の場合)

以上 正本 1部、 副本 1部

手数料(振込)	解体業	新規	78,000円
		更新	70,000円
	破砕業	新規	84,000円
		更新	77,000円
		変更	67,000円